

資料1

(仮称)  
ふくしま建設業振興プラン 2022  
【中間とりまとめ案】

福島県土木部

## 目次

1. はじめに.....	2
(1) プラン策定の趣旨.....	2
(2) 計画期間.....	3
2. 建設業を取り巻く情勢.....	4
(1) 建設生産・管理システムにおける省力化・効率化・高度化.....	4
(2) 建設業に関わる国等の動き.....	5
3. 県内建設業の現状.....	11
(1) 建設企業の経営力・生産性.....	11
(2) 担い手の確保・育成.....	19
(3) 地域の守り手としての役割.....	30
4. 前プランにおける取組の評価.....	36
5. 県内建設業における課題.....	39
6. 基本目標.....	40
7. 具体的施策.....	41
基本目標Ⅰ 目標① 企業の経営力強化を支援します。.....	44
目標② 建設DX等の推進により、生産性向上に取り組めます。.....	49
基本目標Ⅱ 目標① 産官が連携した積極的な広報活動に取り組めます。.....	52
目標② 育成・定着のための取組を支援します。.....	55
目標③ 長時間労働の是正等の働き方改革に取り組めます。.....	60
基本目標Ⅲ 目標① 維持管理・災害対応等を持続的に担うことのできる制 度・体制づくりに取り組めます。.....	62
目標② 地域の社会資本を適切に守るために必要な技術力の向上 を支援します。.....	65
代表指標一覧.....	67
8. 計画の推進.....	68
(1) 進行管理とフォローアップ.....	68
(2) 福島県建設業産学官連携協議会との連携.....	68

## 1. はじめに

### (1) プラン策定の趣旨

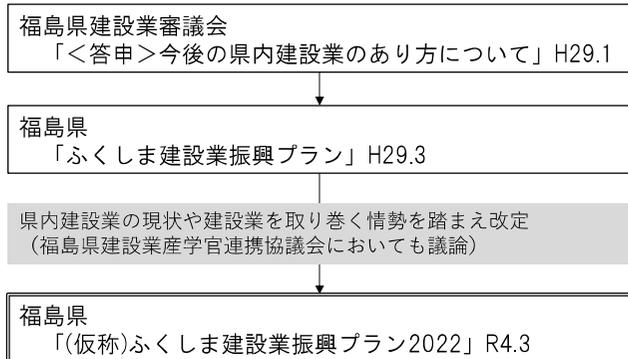
本県の基幹産業である建設業は、社会基盤の整備に加えて、日常の維持管理、昼夜を問わない除雪作業、災害時の対応などを担い、さらには、雇用の受け皿となるなど、その役割は県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠なものとなっており、特に、東日本大震災からの復旧・復興においては、その先頭に立って総力を挙げて対応にあたるなど、地域の守り手としての役割を果たしてきました。

県では、建設業が持続可能な活力ある産業となるよう、平成29年3月に「ふくしま建設業振興プラン（H29～R3）」（以下、「前プラン」と言う）を策定し、建設業の振興に向けた各施策に取り組んできたところであります。特に、県内建設業の経営状況は、東日本大震災の復旧・復興事業による建設投資の拡大もあり、一定の改善が進みました。

しかしながら、今後、復旧・復興事業のピークアウトに伴う建設投資の減少に伴う建設業としての経営力の強化や、生産年齢人口の減少が進む中での担い手の確保、また、激甚化・頻発化する自然災害や老朽化する社会資本への対応など、厳しい環境となっていくことが予想されています。

さらには、前プランの策定から5年が経過する中で、新・担い手3法、働き方改革、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）など、建設業を取り巻く情勢も大きく変化している状況にあります。

そこで、本計画は、県内建設業の現状を考慮したうえで、建設業を取り巻く情勢の変化に対応しながら、建設業の振興に向けた課題解決型の取組を展開していくために、今後取り組むべき課題と計画期間における取組の指針となる基本目標を改めて整理し、将来にわたり建設業が持続可能な活力ある産業となるよう、県が取り組む建設業振興施策の基本計画として定めるものです。



## (2) 計画期間

令和4年度～令和12年度（2022年度～2030年度）の9年間

9年間にわたる建設業振興施策の指針として基本目標を設定し、継続・一貫した取組により効果発現を図ります。

なお、本計画に掲げる目標や施策については、計画期間途中における指標の達成状況や情勢変化等に対応しながら柔軟に見直し等を行うものとします。

## 2. 建設業を取り巻く情勢

### (1) 建設生産・管理システムにおける省力化・効率化・高度化

建設生産・管理システムに関しては、建設産業政策2007（平成19年6月建設産業政策研究会）において、下記のとおり、その特徴が述べられています。

#### (1) 建設生産システムの特徴

建設生産システムとは、建設生産物のエンドユーザーに対する、発注者、設計者、施工者等の各主体による建設生産物を提供するプロセス（各主体の選定及び事業の実施）及び各主体相互の関係性の総体ととらえることができる。

実際の建設生産は、「企画」、「設計」、「施工」、「維持管理」の各プロセスから構成されており、建設生産物は、発注者、設計者、建設業者、資材業者等による協業により生産されている。

このように、建設生産物は、多くの主体の参画によって生産されるものであり、その各主体が建設生産物に関して情報を共有し、摺り合わせを行っていくことにより、対価に対し最も高い価値を有するサービスをエンドユーザーに提供することが可能となる。

出典）国土交通省ホームページ

建設投資額の減少や人口減少が進むなかにおいて、経営力の強化、生産性の向上、担い手の確保とともに、老朽化が進行する社会資本の維持管理等のための技術力確保等、様々な課題に対応しながら建設業の振興を図っていくためには、様々な主体相互の関係性の総体により建設生産・管理システムが成り立っていることを認識したうえで、各施策を構築・展開していく必要があります。

## (2)建設業に関わる国等の動き

前プラン策定後に生じた建設業に関わる国等の動きについて、本プランの策定において考慮することとします。

### ①新・担い手3法

平成26年に、品確法と建設業法・入契法が一体として改正され、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定されました（「担い手3法」）。この「担い手3法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など様々な成果が見られました。

一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在します。

令和元年6月、新たな課題に対応し、担い手3法の成果をさらに充実するため、「新・担い手3法」として、再び品確法と建設業法・入契法が改正されました。

### 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正<sup>※1</sup>し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。  
※組い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

<p><b>新たな課題・引き続き取り組むべき課題</b></p> <p>相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正 i-Constructionの推進等による生産性の向上</p>	<p><b>新たな課題に対応し、5年間の成果をさらに充実する新・担い手3法改正を実施</b></p>	<p><b>担い手3法施行(H26)後5年間の成果</b></p> <p>予定価格の適正な設定、歩切りの根絶 価格のダンピング対策の強化 建設業の就業率の減少に歯止め</p>
--	--	---

<p><b>品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～</b> &lt;抜粋例&gt;</p>		
<p><b>発注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）</li> <li>適正な工期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）</li> <li>適切な設計変更</li> <li>工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用</li> </ul> <p><b>受注者（下請含む）の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な請負代金・工期での下請契約締結</li> </ul>	<p><b>発注者・受注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術の活用等による生産性向上</li> </ul>	<p><b>発注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急性に応じた請負契約・指名競争入札等の適切な選択</li> <li>災害協定の締結、発注者間の連携</li> <li>防災準備に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用</li> </ul> <p><b>調査・設計の品質確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加</li> </ul>
<p><b>働き方改革の推進</b></p>		
<p><b>工期の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告</li> <li>着しく短い工期による請負契約の締結を禁止（発注者には国土交通大臣等から勧告・公表）</li> <li>公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずること努力義務化&lt;入契法&gt;</li> </ul> <p><b>現場の処遇改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険の加入を許可要件化</li> <li>下請代金のうち、労務費相当については現金払い</li> </ul>	<p><b>技術者に関する規制の合理化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監理技術者・補佐する者(技術士)を配置する場合、兼任を容認</li> <li>主任技術者(特許)：一定の要件を満たす場合は配置不要</li> </ul>	<p><b>災害時における建設業者団体の責務の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化</li> </ul> <p><b>持続可能な事業環境の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理責任者に関する規制を合理化</li> <li>建設業の許可に係る承認に関する規定を整備</li> </ul>
<p><b>建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～</b> &lt;政府提出法案&gt;</p>		

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法  
 出典 国土交通省ホームページ

### ②働き方改革

日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況です。建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上の長時間労働となっており、他産業では一般的となっている週休2日も十分に確保されておらず、給与についても建設業全体で上昇傾向にありますが、生産労働者（技能者）については、製造業と比べて低い水準にあります。将来の担い手を確保し、災害対応やインフラ整備・メンテナンス等の役割を今後も果たし続けていくためにも、建設業の働き方改革を一段と強化していく必要があります。

政府においては、平成29年3月の「働き方改革実行計画」を踏まえ、これまで、関係省庁連絡会議の設置や「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定など建設業の働き方改革に向けた取組が進められているところです。また、建設業団体においても、働き方改革4点セット（週休2日実現行動計画等）の策定など業界を挙げた取組が進展しています。

国土交通省においては、この流れを止めることなくさらに加速させるため、平成30年3月に「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野で新たな施策について、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で施策を展開していくこととされています。

### 建設業働き方改革加速化プログラム

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
  - 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要があります。
  - 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務率引上げを実施。
  - これらの取組と連動しつつ、建設業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務率の引上げのタイミングを捉え、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステム枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
  - 中長期的に安定的・持続可能な事業環境の確保と事業環境の整備にも着目。
- ※今後、建設業団体にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に実践的な取組を開始し、施策の具体的な展開や強化に向けた対話を実施。

<p><b>長時間労働の是正</b></p> <p>前倒しきの期間が労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を促す。特に週休2日の導入にあたっては、技能者の多数が日給単位であることに留意して取組を進める。</p> <p><b>週休2日の導入を促進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事における週休2日工事の確保確保、件数を大幅に拡大するとともに民間事業者でもモデル工事を先行する</li> <li>建設現場の週休2日と内閣府の確保をともに実施させるため、公共工事の週休2日工事において、労務費等の補正を行うとともに、共通認識、現場管理責任者の証書を要する</li> <li>週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する</li> <li>週休2日制を実現している現場等（モデルとなる優良な現場）を発見を促す</li> </ul> <p><b>各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の要件を踏まえて改正するとともに、発注者及び発注者以上5段階を推進する</li> <li>各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への導入を進める</li> </ul>	<p><b>給与・社会保険</b></p> <p>技能と経験にふさわしい給与（給与）と社会保険加入の確保に向けた取組を推進する。</p> <p><b>技能や経験にふさわしい給与（給与）を実現する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労務率の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注者団体、建設業団体に対して労務率の活用や適切な賃金決定の確保を要請する</li> <li>建設キャリアアップシステムの今後の稼働と、約5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する</li> <li>技能・経験にふさわしい給与（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価結果を踏まえ、高・技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での許容や建設技能者を雇用する専門工事団体の建設技能者等の見直しを検討する</li> <li>建設業に携わっている建設業の職協会共済協会の普及を関係団体に対して働きかける</li> </ul> <p><b>社会保険への加入を建設業を問わず全てのミニマム・スタンダードにする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての発注者に対して、工事現場について、下請の建設企業を含め、社会保険加入義務に限定するよう要請する</li> <li>社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する</li> <li>給付や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡ることを確認。</li> </ul>	<p><b>生産性向上</b></p> <p>i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。</p> <p><b>生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の請負率等を改善する</li> <li>生産性向上に積極的に取り組む建設企業を表彰する（i-Constructionの労働賞）</li> <li>中小の建設業事業者の育成を通じて生産性向上につなげるため、建設i-CAMPを推進する</li> </ul> <p><b>仕事を効率化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する</li> <li>工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における標準的な仕様書を作成するとともに、100%標準書の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る</li> <li>建設キャリアアップシステムを活用し、自律作成等の現場業務効率化を図る</li> <li>現場から人材・資材の効率的な活用を促進する</li> <li>現場事務の負担の減少や見直し、技能者派遣案件の合理化を検討する</li> <li>補助金などを受けて実施される民間工事を始め、施工時期の平準化を図る</li> </ul> <p><b>下請下請削減の改善のため、下請代削減方法を検討する</b></p>
--	--	--

出典 国土交通省ホームページ

### ③持続可能な開発目標(SDGs)

SDGsは、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるため、平成27年(2015)年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標です。

「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など17の目標と169のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(平成28年(2016)年)において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することとされています。



### ④インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)

社会経済状況の激しい変化に対応し、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革し、インフラへの国民理解を促進すると共に、安全・安心で豊かな生活を実現するために、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の取組が進んでいます。



### ⑤国土強靱化(頻発・激甚化する自然災害への対応)

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模地震の発生も危惧されています。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が今後加速度的に進行し、適切に対応しなければ、中長期的なトータルコストの増大を招くのみならず、我が国の社会経済活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。さらに、国土強靱化の取組をより効果的に進めるためには、デジタル技術の活用等が不可欠です。

こうした観点から、国土交通省においては、災害から国民の命と暮らしを守るため、所管するインフラ等を対象に、

- ・あらゆる関係者が協働して行う流域治水対策
- ・道路ネットワークの機能強化対策、鉄道、港湾、空港等の耐災害性強化対策
- ・予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた早期対応が必要な施設への集中的な老朽化対策
- ・国土強靱化に関する施策をより効率的に進めるためのインフラ DX の推進

などの対策について、重点的かつ集中的に実施し、取組の更なる加速化・深化を図っていくこととされています。



出典) 国土交通省ホームページ

### ⑥新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、県民生活に大きな影響をもたらしました。感染拡大防止のための新しい生活様式が定着し、「非接触」という新たな視点からデジタル化がより進展し、テレワークや時差出勤、リモート会議の積極的な活用が促されました。

一方、様々なイベント等の中止、観光需要の減少、事業者の大幅な売上減少や労働需要の減少等、その影響は経済にも大きな打撃を与えました。

コロナ禍での社会変化は、ニューノーマル(新しい生活様式)として今後も定着していくことが見込まれます。

政府の指針では、安全安心に必要な社会基盤のサービス提供に関係する事業者は、社会の安定の維持のために、緊急事態宣言時も事業の継続が求められる旨が明記されるなど、社会の安定の維持に寄与する建設業の役割がより明確にされました。

### 3. 県内建設業の現状

県内建設業の振興に向け、今後取り組むべき課題を設定するため、県内建設業の現状について以下のとおり整理します。

#### (1) 建設企業の経営力・生産性

##### ① 建設投資額

本県の建設投資額については、東日本大震災の復旧・復興需要に伴い大幅に上昇しましたが、復旧・復興の進展に伴い近年は減少傾向となっています。また、維持管理分野のウェイトが増加しています。



図1 福島県内の建設投資額の推移（総額）

出典) 国土交通省「建設総合統計」

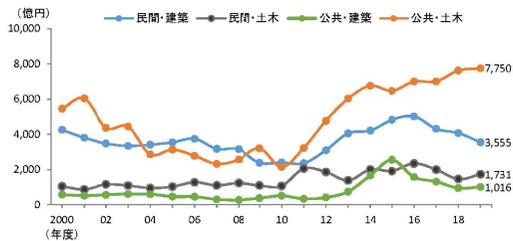


図2 福島県内の建設投資額の推移（区分毎）

出典) 国土交通省「建設総合統計」

##### ② 規模別事業所数

本県の従業員規模別の建設業事業所数は、従業員「30人以上」「5～29人」の規模の企業が増加している一方で、従業員「1～4人」の比較的小規模な企業の減少幅が大きい状況にあります。

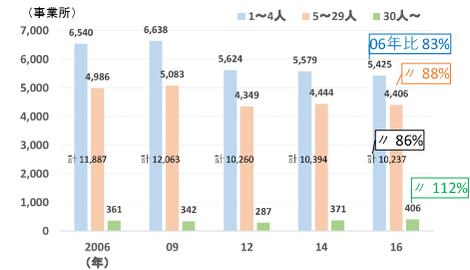


図3 福島県内の建設業の従業員規模別事業所数の推移

出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」

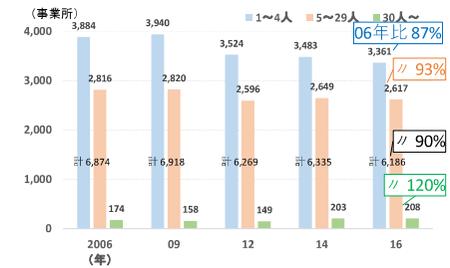


図4 福島県中通りの建設業の従業員規模別事業所数の推移

出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」



図5 福島県会津の建設業の従業員規模別事業所数の推移  
出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」



図6 福島県浜通りの建設業の従業員規模別事業所数の推移  
出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」

### ③労働生産性

本県の建設業における労働生産性は、東日本大震災以前は全国との差がありました。震災以降は上昇し、全国と同水準となりました。しかし、近年は下降傾向となり、再び全国との差が生じています。

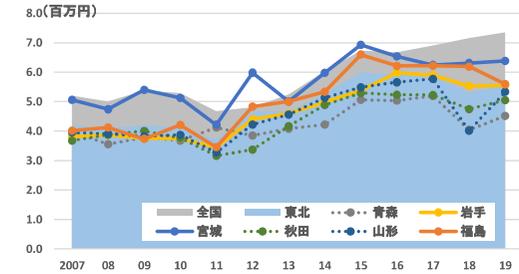


図7 全国・東北6県の労働生産性の推移  
出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

### ④後継者難倒産

後継者難倒産は全国で増加しており、業種別では建設業が最多となっています。2020年の建設業における後継者難倒産75件のうち、東北が24件（うち、福島県2件）を占めています。



図8 全国の後継者難倒産件数の推移  
出典) 東京商工リサーチ

### ⑤経営状況

本県の建設業の財務状況は、東日本大震災以降改善しましたが、復興需要の減少に伴い陰りが見られます。また、小規模企業（県建設工事等請負有資格者名簿における一般土木工事の等級が低位の企業や、売上高が小さい企業）の財務状況が悪化しており、企業間格差が広がる傾向にあります。

ア．総資本経常利益率…企業が経営活動のために投下した総資本に対して、どれだけの経常的な利益を上げたかを表している。企業の収益力を総合的に表す最も重要な比率。

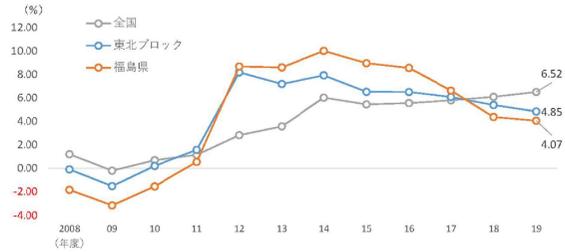


図9 全国・東北・福島県の総資本経常利益率の推移  
出典) 福島県資料・経営事項審査結果データ

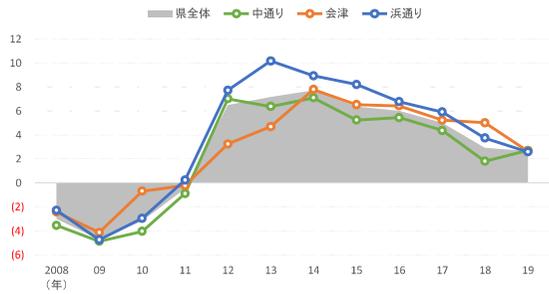


図10 福島県地方別の総資本経常利益率の推移  
出典) 福島県資料・経営事項審査結果データ

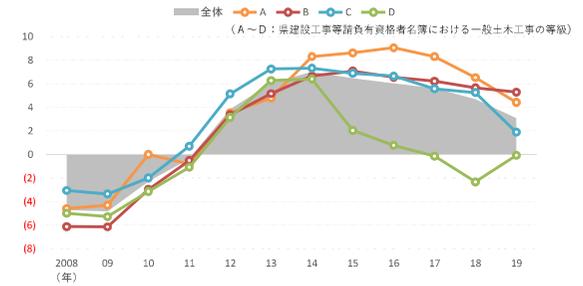


図11 福島県企業等級別の総資本経常利益率の推移  
出典) 福島県資料・経営事項審査結果データ

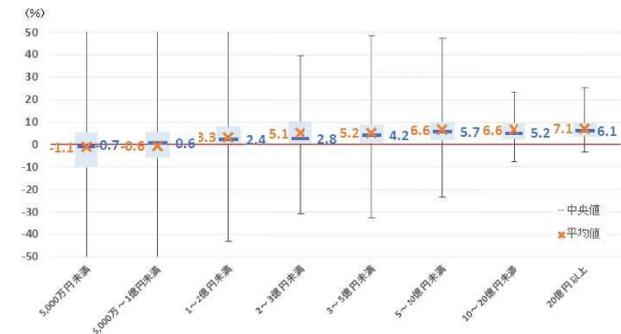


図12 福島県売上高別の総資本経常利益率の分布  
出典) 福島県資料・経営事項審査結果データ

イ. 自己資本比率…総資本に対する自己資本の割合を表している。企業資本の調達厳選の健全性、とりわけ資本蓄積の度合いを表す重要な比率。

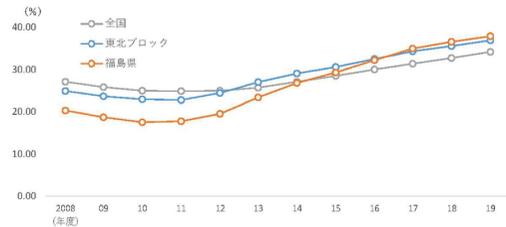


図13 全国・東北・福島県の自己資本比率の推移  
出典) 福島県資料・経営事項審査結果データ



図14 福島県地方別の自己資本比率の分布  
出典) 福島県資料・経営事項審査結果データ

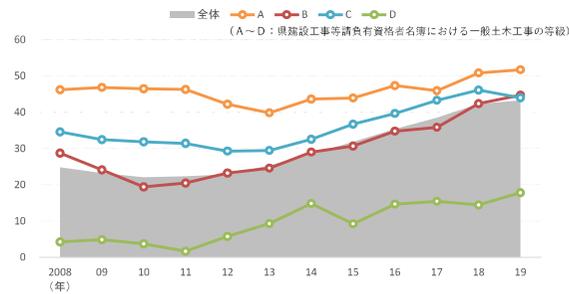


図15 福島県企業等級別 (県建設工事等請負有資格者名簿における一般土木工事) の自己資本比率の推移  
出典) 福島県資料・経営事項審査結果データ

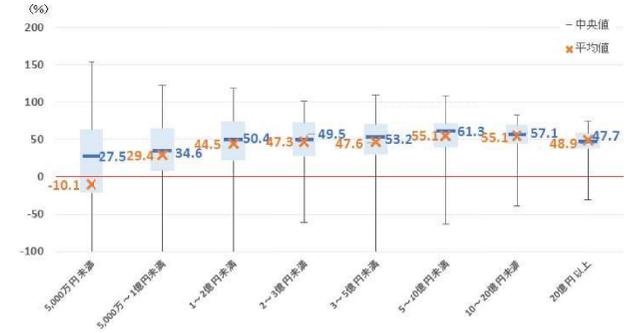


図16 福島県売上高別の自己資本比率の分布  
出典) 福島県資料・経営事項審査結果データ

## (2) 担い手の確保・育成

### ① 建設業就業者の年齢層

本県の建設業就業者の年齢層別割合は、他産業に比べ、29歳以下の若年層の減少、55歳以上の高齢層の増加が進行しています。特に、会津地方において、その傾向が顕著となっています。

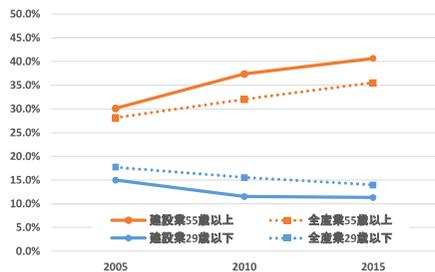


図 17 福島県の全産業・建設業就業者の年齢構成

出典) 総務省「国勢調査」

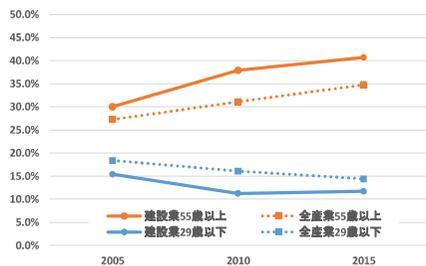


図 18 福島県中通りの全産業・建設業就業者の年齢構成

出典) 総務省「国勢調査」

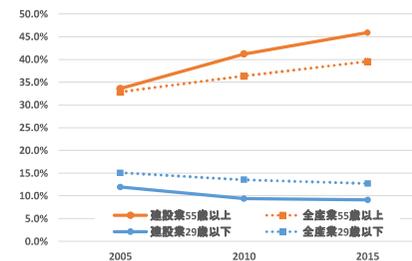


図 19 福島県会津の全産業・建設業就業者の年齢構成

出典) 総務省「国勢調査」

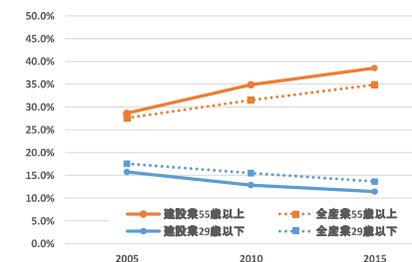


図 20 福島県浜通りの全産業・建設業就業者の年齢構成

出典) 総務省「国勢調査」

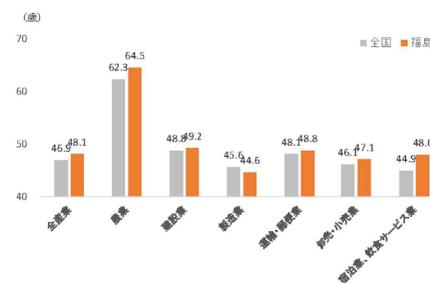


図 21 全国・福島県の主要産業の就業者平均年齢 (2015年)

出典) 総務省「国勢調査」

## ②建設業就業者数

本県の建設業就業者数は、東日本大震災以降若干増加しているものの、1995年をピークに全体的に減少しており、特に会津地方・技能者（専門工事業）においてその傾向が顕著となっています。また、近年、採用者に占める中途採用者の比率が高まっています。



図 22 福島県地方別の建設業就業者数の推移

出典) 総務省「国勢調査」

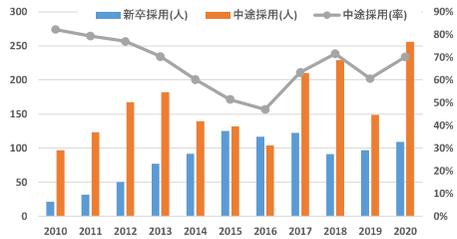


図 23 (一社) 福島県建設業協会加盟企業における新卒・中途採用者の推移

出典) (一社) 福島県建設業協会資料

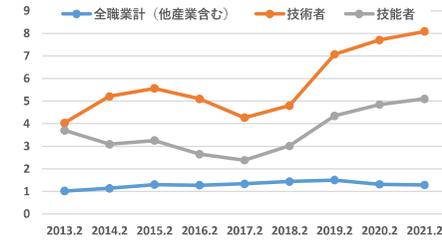


図 24 福島県内有効求人倍率の推移

出典) 福島労働局「公共職業安定所業務取扱月報」

表 1 (一社) 福島県建設業協会加盟企業における採用状況 (2020年)

	希望採用人数	採用人数	充足率
技術者	346	106	30.6%
中通り	178	65	36.5%
会津	69	12	17.4%
浜通り	99	29	29.3%
技能者	125	93	74.4%
中通り	66	41	62.1%
会津	28	6	21.4%
浜通り	31	46	148.4%

出典) (一社) 福島県建設業協会資料

表 2 (一社) 福島県建設業協会加盟企業における採用状況 (2020年)

	希望採用人数	採用人数	充足率
全体	474	41	8.6%
上位職種	造園工	12	12.4%
	型枠工	0	0.0%
	電工	9	16.4%

出典) (一社) 福島県建設業団体連合会資料

### ③外国人労働者数

本県の建設業における外国人労働者数は、2010年比で23.8倍に増加しており、他産業（2010年比で2.6倍に増加）に比べ、近年、急速に増加しています。

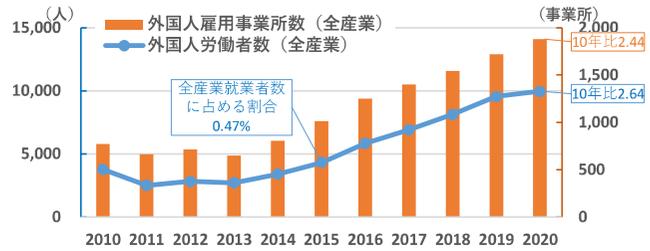


図 25 福島県の全産業における外国人労働者数・外国人雇用事業所数の推移  
出典) 福島労働局「外国人雇用状況の届出状況概要」

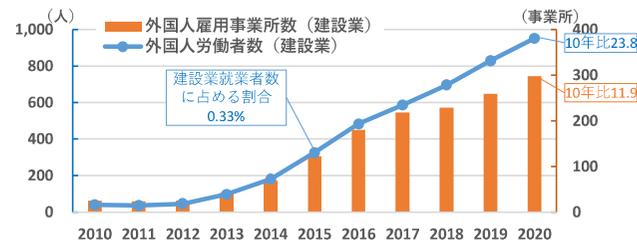


図 26 福島県の建設業における外国人労働者数・外国人雇用事業所数の推移  
出典) 福島労働局「外国人雇用状況の届出状況概要」

### ④女性就業者の割合

本県の建設業における女性就業者の割合は、全国とは大きな差がないものの、建設業と同じ二次産業である製造業に比べると低い水準にあります。

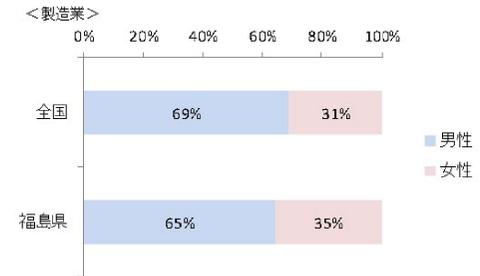


図 27 全国・福島県の建設業・製造業の就業者男女比率  
出典) 総務省「国勢調査」

### ⑤ 測量設計業就業者の年齢層

本県の測量設計業に従事する技術者の年齢層別割合は、50歳以上が約半数を占める状況にあり、建設業と同様に高齢化が進行しています。

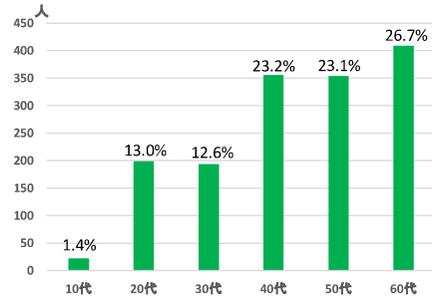


図 28 福島県の測量設計業に従事する技術者の年齢構成（2019年）

出典）（一社）福島県測量設計業協会資料

### ⑥ 賃金・労働時間

本県の建設業における平均月間給与支給額と平均月間実労働時間数は、平均月間給与支給額は全業種平均を上回っていますが、平均月間実労働時間数は全業種平均を大きく上回り、最も長い状況にあります。

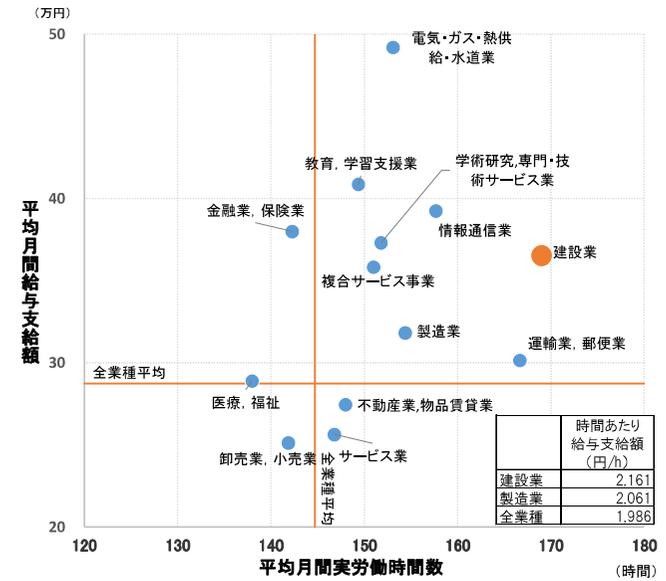


図 29 福島県の産業別月間給与支給総額・月間実労働時間の比較（2020年）

出典）厚生労働省「毎月勤労統計調査 地方調査結果」

### ⑦県内高校生の建設業への就職

県内高校の建設系学科を卒業した学生の県内建設業への就職率は、3割程度で推移しています。

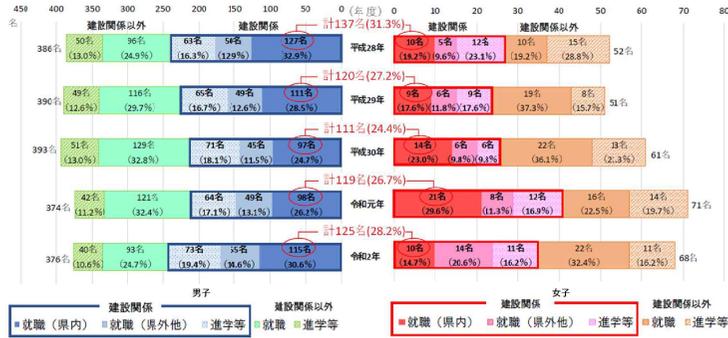


図 30 建設系学科を有する高校の進路状況

出典 (一社) 福島県建設業協会資料

### ⑧建設系学科を有する高校

本県の建設系学科を有する高校の状況を見ると、少子化等を踏まえた再編等により、建設系学科を有する高校が存在しない地域があり、建設業の将来の担い手の育成環境に地域差が生じています。

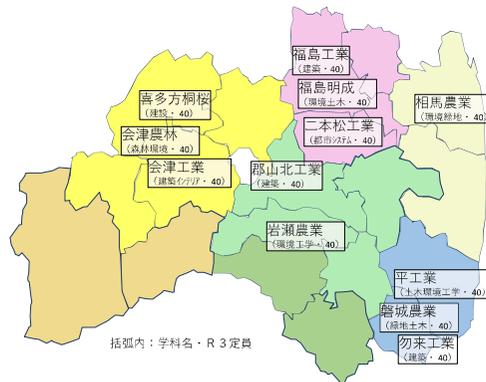


図 31 建設系学科を有する高校

出典 福島県教育庁「令和3年度福島県立高等学校生徒募集定員」

### ⑨新規高卒就職者の離職率

本県の建設業における新規高等学校卒業就職者の就職後3年後の離職率は、本県の他産業及び全国の建設業に比べ、高い状況となっています。

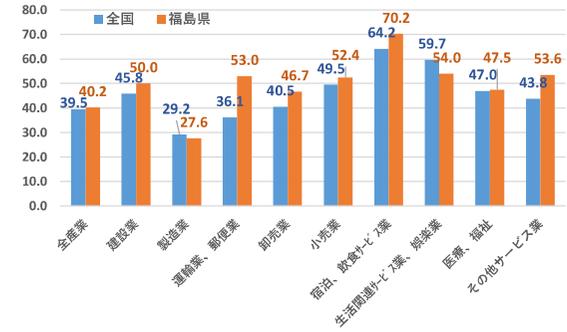


図 32 新規高卒就職者の3年後離職率

出典 福島労働局「新規高卒就職者の離職率」

## ⑩建設業に対するイメージ

建設業に対して学生が持つイメージとしては、いわゆる3K（きつい、汚い、危険）のネガティブなイメージが残っています。一方で、正確・丁寧な情報発信により、そのイメージが改善される傾向にあります。

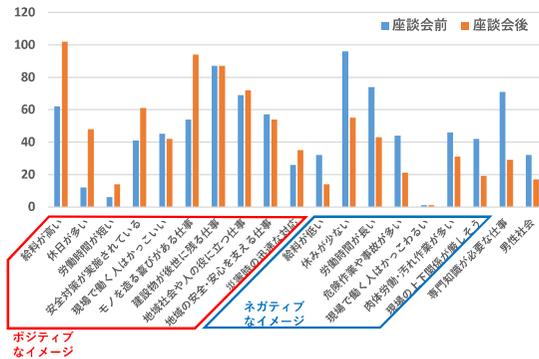


図 33 学生が抱く建設業に対するイメージ

出典) (一社) 福島県測量設計業協会資料

※ (一社) 福島県建設業協会が2020年に開催した県内建設系学科を有する高校等の学生との座談会の開催前後において、学生が抱く建設業に対するイメージを調査したものの。

座談会の内容・建設企業社員からの仕事内容紹介、グループワーク等

## (3)地域の守り手としての役割

### ①地域の建設業者数

本県の建設業の事業所数・従業者数は、東日本大震災の復旧・復興需要に伴い、地域別では一部で増加が見られましたが、全体としては減少傾向となっています。



図 34 福島県の建設業事業所数・従業員数の推移

出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」

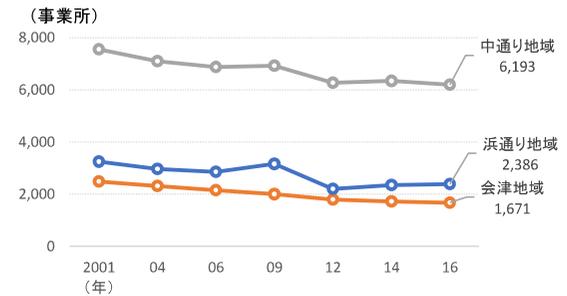


図 35 福島県地方別の建設業事業所数の推移

出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」

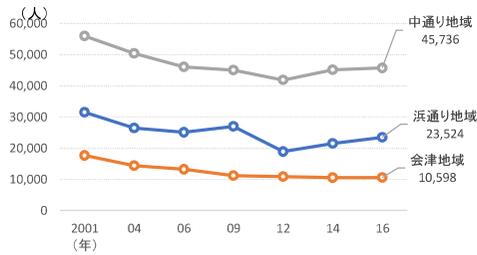


図 36 福島県地方別の建設業従業員数の推移

出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」



図 37 福島県の建設業事業所数・従業員数の推移

出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」

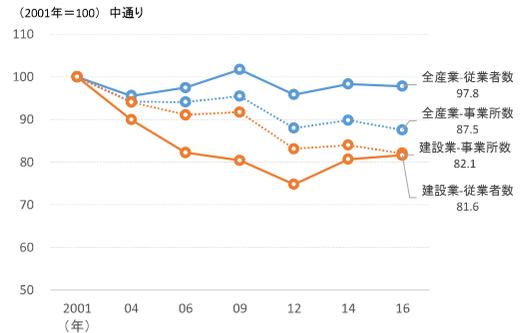


図 38 福島県中通りの建設業事業所数・従業員数の推移

出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」

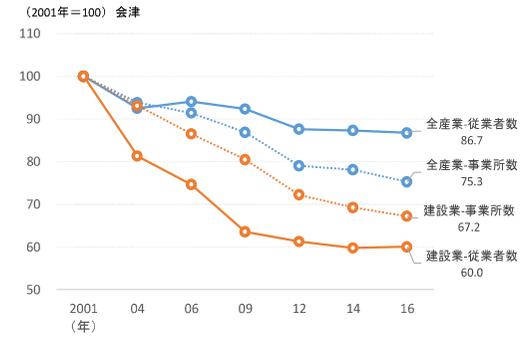


図 39 福島県会津の建設業事業所数・従業員数の推移

出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」

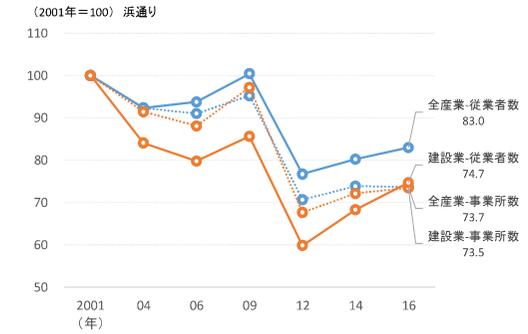


図 40 福島県浜通りの建設業事業所数・従業員数の推移

出典) 総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」

## ②管理施設の量

本県の管理施設の量と人口の関係を見ると、全国と比較し、少ない人口で多くの管理施設を支えなければならない状況にあります。同様に、建設業就業者数に対する管理施設の量も多い状況です。

また、維持管理業務を担当する市町村の技術系職員が減少しており、技術系職員がいない市町村の割合が4割に上っています。

表3 道路延長と人口・建設業就業者数の関係

	道路延長	人口	道路1kmを支える人口	建設業就業者数	道路1kmを支える就業者
	2016.4.1時点	2015.10.1時点	※括弧内:全国比	2015.10.1時点	※括弧内:全国比
福島県	38,779.0km	191万人	49人/km (0.27)	100,019人	2.6人/km (0.72)
東北計	157,125.5km	898万人	57人/km (0.31)	432,665人	2.8人/km (0.77)
全国計	1,213,543.0km	12,709万人	105人/km	4,341,338人	3.6人/km

出典) 国土交通省「道路統計年報」、総務省「国勢調査」

表4 橋梁数と人口・建設業就業者数の関係

	管理橋梁数 (国・都道府県・市町村管理)	人口	1橋を支える人口	建設業就業者数	1橋を支える就業者
	2015.12末時点	2015.10.1時点	※括弧内:全国比	2015.10.1時点	※括弧内:全国比
福島県	17,474橋	191万人	109人/橋 (0.60)	100,019人	5.7人/橋 (0.93)
東北計	71,000橋	898万人	126人/橋 (0.70)	432,665人	6.1人/橋 (0.99)
全国計	702,567橋	12,709万人	181人/橋	4,341,338人	6.2人/橋

出典) 国土交通省「道路メンテナンス年報」、総務省「国勢調査」

表5 福島県内市町村における技術系職員数

技術系職員数 (土木技師+建築技師) 2020.4.1時点	市町村数	割合 (%)
0人	26	44%
1~5人	15	25%
6~10人	4	7%
11~20人	6	10%
21人以上	8	14%

出典) 総務省「地方公共団体定員管理調査」

## ③包括的維持管理の導入

持続可能な地域インフラの維持管理の実現に向けたひとつの方法として、同一の地域内で複数の維持管理業務を一つの契約により実施する『包括的維持管理』を導入しています。地域の実情に応じながら未導入地区における導入に取り組むとともに、導入済地区においても、制度の更なる深化・拡充を進めています。

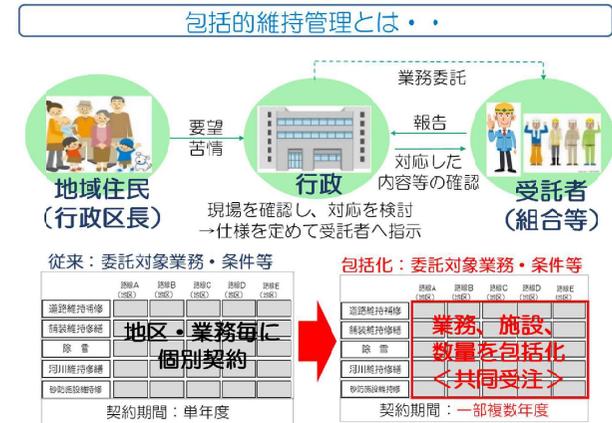


図41 包括的維持管理の概要

出典) 福島県「持続可能な地域インフラの維持管理のあり方を考えるシンポジウム」

#### ④建設産業の役割

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、安全安心に必要な社会基盤のサービス提供に関係する事業者は、社会の安定の維持のために、緊急事態宣言時も事業の継続が求められる旨が明記されるなど、社会基盤の整備・維持管理に加えて、地域の守り手として、激甚化・頻発化する災害への対応や除雪作業に昼夜を問わず取り組み、社会の安定の維持に貢献し続けている建設業の役割がより明確にされました。

## 4. 前プランにおける取組の評価

本プランの策定にあたり、前プランについて、指標の達成状況等を踏まえ、以下のとおり評価しました。

### 基本目標Ⅰ 建設業の技術力・経営力の強化

県内建設企業倒産件数は、建設投資額の変動や、現行プランに基づく各振興施策の実施効果、その他の様々な要因により増減しています。社会に対する建設業の役割を継続的に果たすために、建設企業の健全経営に資する施策の取組に、より一層努めていく必要があります。

また、工事の平準化率は、概ね目標値付近で推移していますが、経営資源の年間を通じた効率的な活用には更なる改善が必要です。

これらを踏まえ、引き続き、建設業の技術力・経営力の強化に取り組む必要があります。

指標	プラン策定時の値	目標値	現況値	達成状況	出典
県内建設企業倒産件数※1	平成27年	令和2年	令和2年	増加しており、目標値を達成していない。	福島県年次経済報告書
	6件	減少を目指す	21件		
工事の平準化率※2	平成27年度	令和2年度	令和2年度	概ね目標値付近の状況にある。	東北地方発注者協議会資料
	0.82	0.80以上	0.77		

※1：経営改善等に取り組む建設企業を支援することにより、県内建設企業の倒産件数の減少を目指します。

※2：年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額との比率（本指標の値は金額ベース）を示します。ゼロ債務負担行為の活用や年度途中での債務負担行為設定等により、一定以上の平準化率を確保することを目指します。

## 基本目標Ⅱ 建設業の担い手の育成・確保

子ども・学生を対象とした担い手確保に向けた取組の効果発現を見極めるためには、中長期にわたる取組と検証が必要ですが、現時点では、若年層の入職が十分に進んでいるとは言えないことから、入職促進に関して現行施策の継続や広報の強化等の対応が必要です。

今後も人口減少・少子高齢化が進むことを踏まえ、引き続き、建設業の担い手の育成・確保に取り組む必要があります。

指標	プラン策定時の値	目標値	現況値	達成状況	出典
高校生の県内建設業への就職率※3	平成27年度	令和2年度	令和2年度	目標値を下回っている。	一般社団法人福島県建設業協会調べ
	45.6%	55.0%	40.5%		
県内建設業に就職した高卒者の3年後離職率※4	平成27年度	令和2年度	令和2年度	目標値を下回っている。	福島労働局資料「新規高卒就職者の離職率について」
	57.6% [全国平均値50.0%]	全国平均値以下	50.0% [全国平均値45.8%]		
県内建設企業の社会保険加入率※5	平成27年度	令和2年度	令和2年度	目標値を達成している。	国土交通省「公共事業労務費調査(令和2年10月調査)」
	98%	100%	100%		

※3：県内建設関係学科を有する高校の3年生で、進路希望を就職とする者のうち、県内建設業に内定した人数の割合を示します。建設業への関心・入職意欲の向上のための取組により、より多くの高校生に県内建設業に就職してもらうことを目指します。

※4：休日やワークライフバランスの確保、職場環境の改善等を行うことにより、離職率を全国の建設業における平均値以下に低下させることを目指します。

※5：建設技能労働者の処遇改善に向け加入対策が進められている社会保険に関する県内建設企業の加入率を示します。社会保険加入を促進することにより、県内建設業における社会保険加入率が100%となることを目指します。

## 基本目標Ⅲ 社会資本の適切な維持管理・更新への対応

橋梁を含めインフラの老朽化は今後さらに進行していくことから、効果的な維持管理手法の検討や長寿命化対策を担うインフラメンテナンス技術者の育成等の取組に努めていく必要があります。

また、維持管理を担う地域の守り手としての建設企業が安定した経営を図るためには、適切な予定価格の設定が重要ですが、自治体毎に特殊性があり、県内全自治体での達成には至っていないため、各自治体に対する丁寧な説明等が必要です。

これらを踏まえ、引き続き、社会資本の適切な維持管理・更新への対応に取り組む必要があります。

指標	プラン策定時の値	目標値	現況値	達成状況	出典
長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数※6	平成23年度	令和2年度	令和2年度	概ね目標値付近の状況にある。	福島県道路管理課資料(ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン指標)
	218橋	760橋以上	745橋		
適正な予定価格を設定している県内の自治体の割合※7	平成28年度	令和2年度	令和2年度	改善しているが、目標値を下回っている。	東北地方発注者協議会資料
	41.7%	100%	86.7%		

※6：緊急輸送路(災害時における救助、救急、医療、消防活動等に必要道路)等の重要性が高い路線で、長寿命化のための定期点検を実施し、要対策と判定された橋りょうで対策工事を行った数を示します。維持管理に係る技術・ノウハウの強化や建設企業の受注体制強化等により、対策工事実施済橋梁数の増加を目指します。

※7：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の取扱を整備し活用している県内自治体の割合を示します。市町村との連携により、適正な予定価格を設定している自治体が100%となることを目指します。

## 5. 県内建設業における課題

「3. 県内建設業の現状」等を踏まえ、県内の建設業の振興に向けた今後の課題を以下の5つに整理しました。



## 6. 基本目標

「5. 県内建設業における課題」等を踏まえ、計画期間9年間にわたる取組の指針となる『基本目標』を下記のとおり設定し、継続・一貫した取組により効果発現を図ります。

**基本目標Ⅰ** ※前プランにおける基本目標Ⅰ「建設業の技術力・経営力の強化」に対応

### 「経営力の強化、生産性の向上」

- 目標① 企業の経営力強化を支援します。
- 目標② 建設DX等の推進により、生産性向上に取り組みます。

**基本目標Ⅱ** ※前プランにおける基本目標Ⅱ「建設業の担い手の育成・確保」に対応

### 「担い手の確保・育成」

- 目標① 産官が連携した積極的な広報活動に取り組みます。
- 目標② 育成・定着のための取組を支援します。
- 目標③ 長時間労働の是正等の働き方改革に取り組みます。

**基本目標Ⅲ** ※前プランにおける基本目標Ⅲ「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」に対応

### 「地域の守り手としての役割を 持続的に担うことのできる環境づくり」

- 目標① 維持管理・災害対応等を持続的に担うことのできる制度・体制づくりに取り組みます。
- 目標② 地域の社会資本を適切に守るために必要な技術力の向上を支援します。

## 7. 具体的施策

3つの基本目標における7つの目標を実現するため、以下の施策体系（73の具体的施策）により、本県の建設業の振興に取り組みます。

### 基本目標Ⅰ 経営力の強化、生産性の向上

目標① 企業の経営力強化を支援します。	
施策（1）	施工時期の平準化
施策（2）	東北ブロックにおける指標14の目標値達成
施策（3）	福島県中小企業制度資金の運営
施策（4）	建設企業に対する専門家を活用した経営支援
施策（5）	建設業育成資金貸付事業の実施
施策（6）	建設業界団体との意見交換会の開催
施策（7）	福島県建設工事復旧・復興連絡協議会の開催
施策（8）	発注見通しの公表
施策（9）	復旧・復興事業、通常事業の推進
施策（10）	適切な設計労務単価等の反映
施策（11）	最低制限価格・低入札価格調査基準の適切な見直し
施策（12）	県発注工事における元請・下請関係適正化の促進
施策（13）	地域に根ざした建設業新分野進出応援事業の実施
施策（14）	建設業企業合併等支援事業の実施
施策（15）	中小企業連携組織対策への支援
施策（16）	技術管理担当者会議の開催
目標② 建設DX等の推進により、生産性向上に取り組みます。	
施策（1）	ICT活用工事の推進
施策（2）	3次元データ化の推進
施策（3）	情報共有システム・遠隔現場の活用推進
施策（4）	工事書類の見直し
施策（5）	建設生産・管理システムの各段階における品質等の確保
施策（6）	公共土木施設のデータベース等の導入
施策（7）	新技術の導入
施策（8）	建設発生土に関する対応円滑化
施策（9）	ICTを活用した検査

### 基本目標Ⅱ 担い手の確保・育成

目標① 産官が連携した積極的な広報活動に取り組みます。	
施策（1）	建設現場見学会の実施
施策（2）	SNS等を活用した積極的な広報の実施
施策（3）	土木や建築などの学科を有する専門高校の取組体験の実施
施策（4）	女性の活躍に関する情報の発信
施策（5）	建設業に馴染みの無い方への積極的な広報の実施
施策（6）	動画を使った効果的な情報発信
施策（7）	現場公開の実施
施策（8）	建設業におけるSDGsに関する取組の発信
施策（9）	建設業界の取組情報のリンク掲載
目標② 育成・定着のための取組を支援します。	
施策（1）	入職者の多様化等に対応した学習機会の提供
施策（2）	高校生のインターンシップの推進
施策（3）	土木や建築などの学科を有する専門高校と地域産業との連携
施策（4）	技能検定制度の運営、実施
施策（5）	建設キャリアアップシステムの普及
施策（6）	外国人労働者の受入に関する支援
施策（7）	建設業界団体と連携した入職者の分析に基づく担い手の確保・育成策の展開
施策（8）	福島県認定職業訓練費補助事業
施策（9）	テクノアカデミーにおける建設業に関連した職業訓練の実施
施策（10）	キャリア教育推進のための教員研修の実施
施策（11）	地域に生きる建設企業支援事業
施策（12）	合同研修会・意見交換会の開催
施策（13）	建設業界団体が実施する担い手育成に関する取組への支援
施策（14）	建設業界団体が行う技術講習会等への支援
施策（15）	研修会等への講師派遣
施策（16）	工事検査状況の公表
施策（17）	優秀施工者顕彰事業の実施
施策（18）	福島県優良建設工事表彰、福島県優良土木・建築委託業務表彰の実施
施策（19）	福島県建築文化賞の実施
施策（20）	建設業界団体と連携した顕彰事業の実施
施策（21）	建設工事従事者の安全及び健康の確保
目標③ 長時間労働の是正等の働き方改革に取り組みます。	
施策（1）	週休二日制の普及促進
施策（2）	ウィークリースタンスの推進
施策（3）	快適トイレの普及
施策（4）	現場環境改善費の積極的な活用
施策（5）	働きやすい職場環境づくりの推進
施策（6）	女性管理職・リーダー塾及び女性活躍のための経営塾の実施
施策（7）	環境づくりの促進

基本目標Ⅲ 地域の守り手としての役割を持続的に担うことのできる環境づくり	
目標①	維持管理・災害対応等を持続的に担うことのできる制度・体制づくりに取り組みます。
施策(1)	包括的維持管理の深化・拡充
施策(2)	市町村管理施設も含めた維持管理の仕組みの構築
施策(3)	大規模災害時における広域連携体制の構築
施策(4)	橋梁修繕モデル事業の推進
施策(5)	除雪作業の効率化
施策(6)	入札契約制度の改善
施策(7)	エッセンシャルワーカーとしての社会的役割を果たすための取組
目標②	地域の社会資本を適切に守るために必要な技術力の向上を支援します。
施策(1)	産学官連携によるインフラメンテナンス技術者育成
施策(2)	除雪オペレーターの育成支援
施策(3)	インフラメンテナンス国民会議の有効活用
施策(4)	各種施設の長寿命化の取組

## 基本目標Ⅰ 経営力の強化、生産性の向上

### 目標① 企業の経営力強化を支援します。

※印：新たに掲載する施策（幹事会・協議会説明用に表記）

#### ◎代表指標

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
総資本経常利益率 ※1	4.1% ※2	2.0% ※2	2.0% ※2	○	—

※1：企業が経営活動のために投下した総資本に対してどれだけの経常的な利益を上げたかを示し、企業収益力を総合的に表す最も重要な比率とされています。企業の経営力強化に向けた取組効果を表す指標として用います。

※2：建設業における総資本経常利益率は、震災前、全国では2%程度、県内ではマイナスで推移していました。震災以降、県内では大幅な改善が見られましたが、復興需要の減少に伴い、今後は低下することが見込まれます。そのような中においても、震災前の全国水準（2%程度）以上を確保することを目標とします。（P15「⑤経営状況」参照）

#### (1) 施工時期の平準化

年間を通じた施工時期の平準化を図るため、債務負担行為（ゼロ債務負担行為を含む）などを活用します。



指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
施工時期の平準化率 ※3（福島県域）	0.65	0.75	0.75	—	○

※3：4-6月期の平均稼働件数を年度の稼働件数で割った数値です。1に近いほど平準化が進んでいることを示します。

#### (2) 東北ブロックにおける指標14の目標値達成

適切な発注等により、適正な利潤が確保できるよう、福島県ブロック発注者協議会において、予定価格の適正な設定と適切な設計変更、最低制限価格又は低入札価格調査基準の設定・活用の徹底について、市町村へ働きかけるとともに、前払金制度及び中間前払金制度や融資制度などの各制度について市町村等への情報提供を行い、東北ブロックにおける指標14の目標の達成を目指します。

指標14：①（工事）地域平準化（施工時期の平準化）、②（工事）週休2日対策工事の実施状況（適正な工期設定）、③（工事）低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況、④（業務）第4四半期の納期設定状況（履行時期の平準化）、⑤（業務）低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況、⑥（工事）予定価格の適正な設定（最新の積算基準の適用および基準対象外の際の対応状況）、⑦（工事）設計変更ガイドラインの活用状況、⑧（工事）設計変更の実施工事率、⑨（工事）適正な工期設定（週休2日工事実施証明書の発行）、⑩（工事）ICT土工工事の実施、⑪（工事）ICT土工工事証明書の発行・活用、⑫（工事）発注者間の連携体制の構築（工事書類の標準化）、⑬（工事）受注者との情報共有・協議の迅速化（ウィークリースタンスの実施）、⑭（業務）受注者との情報共有・協議の迅速化（ウィークリースタンスの実施）

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
東北ブロックにおける指標14の目標値達成	達成数 1 (達成率 7%)	達成数 14 (達成率 100%)	達成数 14 (達成率 100%)	—	○

### (3) 福島県中小企業制度資金の運営

建設企業の運転資金確保を図るため、短期保証を始めとした福島県中小企業制度資金の適正な融資枠の確保に努めます。

福島県中小企業制度資金の周知を図るため、金融機関、商工団体、市町村等を対象とした説明会を開催します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補完指標
福島県中小企業制度資金の融資額（全産業）	623 億円／年	550 億円／年	550 億円／年	—	○

### (4) 建設企業に対する専門家を活用した経営支援

後継者不足による事業承継等の経営上の課題を抱える建設企業を支援するため、事業承継のノウハウを持つ専門家を派遣します。

緊急事態発生時の事業継続又は事業復旧に課題を抱える建設企業を支援するため、事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定ノウハウを持つ専門家を派遣します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補完指標
経営支援のための専門家等の派遣件数（全産業）	一般枠：63 回 経営強化・復興 ・事業承継枠：142 回 集合研修枠：8 回	一般枠：79 回 経営強化・復興 ・事業承継枠：85 回 集合研修枠：16 回	一般枠：79 回 経営強化・復興 ・事業承継枠：85 回 集合研修枠：16 回	—	○

### (5) 建設業育成資金貸付事業の実施

建設企業が必要な運転資金を確保することで工事を円滑に施工できるようにするため、福島県建設業協同組合に対し資金の貸付を実施します。

### (6) 建設業界団体との意見交換会の開催◎

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等の確実な実施に向け、地域の建設企業が円滑に施工することができる環境整備を図るため、建設業界との意見交換等を実施し、課題解決に取り組みます。

### (7) 福島県建設工事復旧・復興連絡協議会の開催

災害復旧等の膨大な工事量に対し、発注機関（県・市町村）や建設業界団体における入札結果や発注見通しの情報共有や意見交換を実施することにより、入札不調の低減等を図るため、連絡協議会を開催します。

### (8) 発注見通しの公表

人員配置や建設資機材の手配など計画的な受注計画を立てられるようにするため、県で実施する工事や工事に関する業務委託について発注見通しをきめ細かに公表し、適切に情報更新を行います。また、県以外の工事等についても、国・市町村と連携し公表を行います。

### (9) 復旧・復興事業・通常事業の推進

中長期的な事業量の把握により、計画的な経営計画の立案等が可能となるよう、災害復旧事業や東日本大震災からの復興・創生に関する事業や通常事業を着実に進めます。

### (10) 適切な設計労務単価等の反映

適切な設計労務単価等の設定により、適正な利潤が確保できるよう、毎年公共事業労務費調査を実施し、国が設計労務単価を決定した際は、速やかに県の設計労務単価に反映します。

歩掛が適用できない場合や単価が実態と大きく異なる場合は、見積を活用します。

生コンや燃料等の主要資材は、毎月、単価の変動状況を調査し、変動が大きい資材は特別調査を実施します。

**(11) 最低制限価格・低入札価格調査基準の適切な見直し**

ダンピング受注の排除を図るため、最低制限価格制度や低入札価格調査基準制度の適切な活用を徹底します。また、福島県の最低制限価格や低入札価格調査基準の妥当性を確認するため、他県等の設定・活用状況を調査した上で、必要に応じて適切に見直していきます。

**(12) 県発注工事における元請・下請関係適正化の促進**

県発注工事における元下関係の適正化の促進のため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」に基づき、元下間の適正な契約・支払い、法定福利費を明示した見積書の作成、元請の下請に対する社会保険加入指導などを行います。

**(13) 地域に根ざした建設業新分野進出応援事業の実施**

建設業以外の新分野進出に対する取組意識を喚起することで、雇用創出や経営基盤の強化を図るため、新分野進出を果たした建設企業の認定や、他の模範となる優良な企業の表彰を実施します。

**(14) 建設業企業合併等支援事業の実施**

建設業における企業合併や企業再編、企業間連携などによる経営の安定及び強化を支援するため、その経費の一部に対して補助金を交付します。

**(15) 中小企業連携組織対策への支援**

企業間連携の促進を図るため、中小企業連携組織の専門機関である福島県中小企業団体中央会を通じて協同組合設立等の中小企業の組織化を支援します。

**(16) 技術管理担当者会議の開催**

歩掛や仕様書等の適正な運用を図るため、技術管理担当者会議を開催します。

## 基本目標Ⅰ 経営力の強化、生産性の向上

### 目標② 建設DX等の推進により、生産性向上に取り組みます。

#### (1) ICT活用工事の推進

建設現場の生産性・安全性の向上に効果的なICT活用工事の普及を図るため、県発注工事における対象工事の拡大、実施形式の多様化、産官合同での講習会の開催等に取り組みます。

#### ◎代表指標

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
県発注の対象工事におけるICT活用工事の実施率 ※4	農林水産部：0% 土木部：20%	農林水産部：20% 土木部：40%	農林水産部：30% 土木部：50%	○	—

※4：対象工事（工事規模や現場条件等の制約によりICT活用工事に適さない工事を除いたもの）におけるICT活用工事の実施率を示します。建設DXの取組状況を表す指標として用います。

#### (2) 3次元データ化の推進◎

建設生産・管理システムにおける生産性向上に向け、現在の2次元設計CADデータから、3次元データ化（BIM/CIMによる3次元モデルや3D設計CADデータ）への変革に取り組みます。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
BIM/CIM（3次元モデル）の原則適用に向けた取組	—	大規模構造物の全ての詳細設計・工事で原則適用	全ての詳細設計・工事で原則適用（小規模事業を除く）	—	○

#### (3) 情報共有システム・遠隔臨場の活用推進

建設現場の生産性向上に向け、情報共有システム・遠隔臨場の活用を推進します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
情報共有システムの実施率	農林水産部：26% 土木部：24%（土木工事）	農林水産部：100% 土木部：100%（土木工事） 30%（業務委託）	農林水産部：100% 土木部：100%（土木工事） 100%（業務委託）	—	○
遠隔臨場の実施率	農林水産部：0% 土木部：2%	農林水産部：20% 土木部：30%	農林水産部：60% 土木部：100%	—	○

#### (4) 工事書類の見直し

受発注者双方の事務量の軽減を図るため、提出書類の削減や電子化、国と様式の標準化を図ります。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
工事書類様式の電子化率	20%	60%	100%	—	○

#### (5) 建設生産・管理システムの各段階における品質等の確保

調査設計から施工段階を通じた総合的な効率化に向け、建設業界団体が実施する講習会等への講師派遣等により、技術力向上を支援します。

調査設計から施工段階を通じた総合的な効率化に向け、設計時施工技術検討会や発注者・施工者・設計者による三者会議等の制度を活用します。

受発注者合同の現地踏査や図面、計算書、数量表の相互チェック（赤黄チェック）を徹底し、現場条件を適切に反映した設計成果物の作成と品質を確保します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
工事の一時中止発生率	10%	8%	5%	—	○

#### (6) 公共土木施設のデータベース等の導入◎

維持管理等の効率化に向け、国土交通省が検討を進める道路施設の点検データベース（道路施設の点検・診断データをデータベース化して、APIにより共有することにより、一元的に処理・解析が可能な環境を構築するもの）に関する情報収集等を進めるとともに、その他県所管公共土木施設における適用等についても検討を行います。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
データベース導入に向けた取組	国土交通省の点検データ等登録システムを導入	国土交通省データプラットフォームとのデータ連携（試行）	国土交通省データプラットフォームとのデータ連携（道路施設全データ）	—	○

## (7) 新技術の導入

建設生産プロセスの新技術を用いた生産性向上を図るため、最新技術の情報収集・共有をし、設計段階における新技術の積極的な活用の検討や、設計・工事における新技術提案・導入時の業務・工事成績評価等に取り組みます。

## (8) 建設発生土に関する対応円滑化◎

建設発生土に関する対応の円滑化のため、公設ヤードの整備促進や試行運用を開始した有償民間受入地の審査登録を進めるなど、指定処分地のさらなる確保を進め、災害復旧等緊急的な工事以外は全て発注時点での指定処理を標準化します。

## (9) ICTを活用した検査

円滑で効率的な工事検査となるよう、インターネットの双方通信により現場等の確認を行う遠隔臨場による工事検査を実施します。

## 基本目標Ⅱ 担い手の確保・育成

### 目標① 産官が連携した積極的な広報活動に取り組みます。

#### ◎代表指標

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
高校生（建設系学科）の県内建設業への就職率 ※5	直近3か年平均 26.4%	直近3か年平均 28.0%	直近3か年平均 30.0%	○	—

※5：県内建設系学科を卒業した全生徒（進学等含む）のうち、県内建設業に就職した卒業生の割合を示します。担い手の確保に向けた広報等の取組効果を表す指標として用います。

#### (1) 建設現場見学会の実施

建設現場のスケール感や建設業のやりがい等を体感することで、建設業への関心を持っていただけるよう、小学生や親子を対象とした建設現場見学会を開催します。

見学会においては、裾野の広い各職種に関する理解の醸成を図るため、建設業で活躍する技術者・技能者の仕事内容を紹介します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
現場見学会の開催回数	6回/年	8回/年	8回/年	—	○

## (2) SNS等を活用した積極的な広報の実施◎

建設業に関する情報を幅広い方にスピーディ・タイムリーに発信し関心を持っていただくため、また、産官が連携することで広報の効果を高めるため、SNS等を活用した時代に応じた広報を積極的に実施します。

特に、県内の建設企業で活躍する若手社員の生の声を用い、就職を控える学生が知りたい情報としてニーズが高い情報（実際の仕事内容、職場の雰囲気等）を発信するとともに、入職者の多様化が進む時代背景を踏まえ、

- ・建設分野の教育や職務の履歴の無い方が入職後に仕事をしながらスキル・資格を取得し活躍する事例

・情報通信技術を得意とする若者が工事現場のDX推進を牽引する事例など、各自の強みを生かしたり、ライフスタイルに合わせた就業形態が選択できるなど、活躍の形態が多様化していることの周知に重点的に取り組みます。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	達成指標
インスタグラム「ふくしまの建設」のフォロワー数	800人 (R3.9末)	3,000人	5,000人	—	○

## (3) 土木や建築などの学科を有する専門高校の取組体験の実施

子どもの専門高校への関心を高めるため、小・中・高校の連携により、小・中学生に専門高校の内容を体験させる体験学習を実施します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	達成指標
専門高校の取組体験	県内6地区において実施	県内6地区において継続的に実施	県内6地区において継続的に実施	—	○

## (4) 女性の活躍に関する情報の発信

女性の活躍に関する情報の発信により県民の女性活躍に関する意識醸成を図るため、福島県女性活躍応援ポータルサイト「キラっ人☆ふくしま」において、建設業を含めた県内の様々な分野で活躍する男女や、働きやすい環境整備等に取り組む企業・団体の情報を発信します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	達成指標
ポータルサイトへの掲載件数	8件/年	8件/年	8件/年	—	○

## (5) 建設業に馴染みの無い方への積極的な広報の実施◎

建設業に馴染みの無い方にも建設業を身近に感じていただくことで、建設業の役割に関する社会からの理解醸成を図るため、建設系学科以外の学生等も対象とした見学会等を実施します。

## (6) 動画を使った効果的な情報発信

維持補修、除雪、災害対応等の第一線で活躍し、地域の守り手として社会経済活動を支えている建設業の社会的役割に関して、効果的な情報発信により、その理解醸成を図るため、建設業界団体と連携したPR効果の高い動画の作成や県の広報媒体の活用等を行います。

## (7) 現場公開の実施

建設業の社会的役割に関する理解醸成を図るため、県民や報道関係者に対する現場公開の実施や、民間の被災地復興見学ツアーの受け入れなど、社会資本整備の必要性や魅力を体感できる取組を推進します。また、現場公開の標準化に向けた指針を作成します。

## (8) 建設業におけるSDGsに関する取組の発信◎

SDGsに関して建設業が大きく関わるテーマについて、県内建設業における積極的な取組を支援するとともに、社会の一員としてSDGsの目標達成に向けて取り組む建設業への理解醸成を図るため、様々な広報の機会を捉えてSDGsに関する取組の情報発信を行います。

## (9) 建設業界の取組情報のリンク掲載

建設業界に興味を持つ方が、建設業界の様々な情報について、県のホームページからリンク等で容易に閲覧できるよう、関係団体と連携して取り組みます。

## 基本目標Ⅱ 担い手の確保・育成

### 目標② 育成・定着のための取組を支援します。

#### ◎代表指標

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
新規高卒入職者の3年後定着率 ※6	直近3か年平均 53.4%	直近3か年平均 57.0%	直近3か年平均 60.0%	○	—

※6：県内新規高卒入職者のうち、就職後3年後までに離職しなかった者の割合を示します。育成・定着のための取組効果を表す指標として用います。

#### (1) 入職者の多様化等に対応した学習機会の提供◎

入職者の多様化に伴い、建設分野の教育や職務の履歴の無い方が入職した場合など、入職後に専門知識を習得する必要性が高まることを踏まえ、ニーズの把握や対応する学習のあり方等に関する検討に産学官が連携して取り組みます。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
入職者の多様化等に対応した学習機会への提供に向けた取組	—	産学官連携 による検討・試 行	産学官連携 による実施	—	○

#### (2) 高校生のインターンシップの推進

県立高校生徒の主体的な進路選択の能力等を育成するため、インターンシップによるキャリア教育を推進します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
高校生のインターンシップの取組	県内全ての県立 高校にて実施	県内全ての県立 高校にて継続	県内全ての県立 高校にて継続	—	○

#### (3) 土木や建築などの学科を有する専門高校と地域産業との連携

地域の要請に的確に応えられる人材や、産業振興の担い手の育成のため、県立の専門高校において、地域産業と連携した技術指導や共同課題研究を実施します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
専門高校と地域産業との連携（技術指導や共同課題研究）の取組	県内全ての専門 高校にて実施	県内全ての専門 高校にて継続	県内全ての専門 高校にて継続	—	○

#### (4) 技能検定制度の運営、実施

技能者の育成を支援するため、技能の習得レベルを評価する国家検定制度である技能検定試験について、福島県職業能力開発協会と連携を図りながら実施します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
技能検定試験の合格者数（全職種）	569人	1,289人	1,354人	—	○

#### (5) 建設キャリアアップシステムの普及◎

建設業に従事する技能者が有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇（賃金等）を受けられる環境を整えるため、建設キャリアアップシステムの普及に向け、情報収集・周知、入札における加算、県発注工事におけるモデル工事等に取り組みます。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
建設キャリアアップシステムの普及に向けた取組	普及策（周知、インセンティブ等）の実施	完全実施 （国施策）	完全実施 （国施策）	—	○

#### (6) 外国人労働者の受入に関する支援◎

外国人材の活用状況に応じた県内企業の課題解決を支援するため、外国人材雇用に関する企業向け相談窓口の設置や、企業向けセミナーを実施します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
外国人雇用に関する企業向けセミナー参加者数（全産業）	88人	120人	150人	—	○

#### (7) 建設業界団体と連携した入職者の分析に基づく担い手の確保・育成策の展開◎

入職者の多様化、人材の流動化、教育環境の変化等に対応した効果的な担い手確保・育成策の展開のため、建設業界団体との協働による入職者の分析や、分析を踏まえた担い手の確保・育成策の検討、関係部局との連携を図ります。

#### (8) 福島県認定職業訓練費補助事業

認定職業訓練の促進を図るため、普通課程又は短期課程の普通職業訓練を行う中小企業主又はその団体等に対し、認定職業訓練事業の運営に要する経費の一部を補助し、技能者の育成を支援します。

#### (9) テクノアカデミーにおける建設業に関連した職業訓練の実施

技能者の育成に向け、県立テクノアカデミーの建築科、電気配管設備科において、建築、電気配管設備等の建設業に関連した職業訓練を実施します。

#### (10) キャリア教育推進のための教員研修の実施

学校教育の中で、児童生徒の職業観・勤労観を高める「キャリア教育」を推進するため、教員研修の充実に努めます。

#### (11) 地域に生きる建設企業支援事業

県主催の講習会等を通し、社会情勢の変化により必要性が増している担い手確保（異分野からの人材確保、外国人労働者の受入等を含む）や事業承継等に関するノウハウを習得できるよう、それらの共有・提供に重点的に取り組みます。

#### (12) 合同研修会・意見交換会の開催

受発注者双方が共通の体験を通じて教え、教えられる機会を増やし、建設DXをはじめ、現場に即した総合的な技術力向上を図るため、受発注者合同研修会等を開催します。

最新の施策・技術や双方が抱える課題について情報の共有を図るため、受発注者間の意見交換を定期的で開催します。

#### (13) 建設業界団体が実施する担い手育成に関する取組への支援◎

建設業における担い手の確保は、建設業の振興のみならず、将来にわたり県民の安全・安心な暮らしを支えるうえでも大きな課題であることから、入職者の育成や離職の抑制に向けた建設業界団体における取組を積極的に支援するため、講師派遣による最新施策・新技術等の情報提供や、必要に応じ支援策の検討を行います。

#### (14) 建設業界団体が行う技術講習会等への支援

地域に根ざした住宅供給の拡大及び良質な木造住宅の持続的な建設に向けて必要な技術力等の向上を図るため、建築の業界団体が実施する耐震や省エネルギーなど、新たな生産技術の向上に向けた技術講習会等の実施を支援します。

#### (15) 研修会等への講師派遣

工事検査員及び受発注者の資質の向上を図るため、依命検査研修会を開催したり、研修会等へ講師として職員を派遣することで、建設業の技術力向上に取り組みます。

#### (16) 工事検査状況の公表

工事検査を通じた技術力向上を図るため、工事検査状況について、分かりやすい図表を用いた公表を行います。

#### (17) 優秀施工者顕彰事業の実施

「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲の増進、能力と資質の向上、さらには、受賞を社会に広く広報することにより社会的評価・地位の向上を図るため、優れた建設現場従事者について知事顕彰を実施します。

### (18) 福島県優良建設工事表彰、福島県優良土木・建築委託業務表彰の実施

建設技術の向上発展のため、県が発注した工事・委託業務のうち、出来映えや品質管理等が特に優れた工事や業務成績が特に優れた委託業務を担った企業を表彰します。

### (19) 福島県建築文化賞の実施

文化の香り高い魅力あるまちづくりに対する意識の高揚を図るため、地域の周辺環境に調和し、景観上優れた建築物等を表彰します。

### (20) 建設業界団体と連携した顕彰事業の実施

地域資源を生かした良質な住宅づくりの促進を図るとともに、住まいづくりに関わる方の誇りと意欲を増進させ、能力と資質の向上を図るため、建築士会が行う住宅顕彰事業への支援を行います。

### (21) 建設工事従事者の安全及び健康の確保◎

「福島県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」に基づき、一人親方を含む建設工事従事者の安全及び健康の確保が図られるよう、建設工事従事者（一人親方含む）の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、推進体制として、福島県建設業産学官連携協議会等を活用して、関係者間の連携と協力体制を強化します。

## 基本目標Ⅱ 担い手の確保・育成

### 目標③ 長時間労働の是正等の働き方改革に取り組みます。

#### (1) 週休二日制の普及促進

建設業の処遇改善のため、週休二日確保モデル工事の拡充や、週休二日制普及促進キャンペーンの取組等により、週休二日制の普及に取り組みます。

#### ◎代表指標

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
県発注の対象工事における週休2日確保工事実施率 ※7	農林水産部：3% 土木部：10%	50%	100%	○	—

※7：対象工事（災害復旧工事等を除く全ての工事）における週休2日の実施率を示します。働き方改革の取組状況を表す指標として用います。

#### (2) ウィークリースタンスの推進◎

ワークライフバランスの推進のため、計画的に工事・業務を履行するウィークリースタンスに取り組みます。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
ウィークリースタンスに関する取組	県：実施済 工事 R2.10～ 業務 H30.9～ 市町村： 工事 12% 業務 10%	市町村： 工事・業務 100%	市町村： 工事・業務 100%	—	○

#### (3) 快適トイレの普及

建設現場の環境改善を図るため、快適トイレの普及を推進します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
快適トイレの導入率	1%	50%	100%	—	○

#### (4) 現場環境改善費の積極的な活用

建設労働者の作業環境改善を図るため、現場環境改善費の活用を推進します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
現場環境改善費の活用率	4%	6%	8%	—	○

**(5) 働きやすい職場環境づくりの推進**

企業の働きやすい職場環境づくりを推進するため「福島県次世代育成支援企業認証制度」により仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を認証するほか、イクボス宣言の取組を支援します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
次世代育成支援企業認証数（全産業）	765 件	835 件	900 件	—	○

**(6) 女性管理職・リーダー塾及び女性活躍のための経営塾の実施**

女性が活躍しやすい職場環境づくりを推進するため、キャリアアップに関心のある女性を対象としたセミナーや企業の経営者を対象とした女性の能力を会社に活かすためのセミナーを開催します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
女性管理職・リーダー塾の参加者数（全産業）	12.9 人/回	20 人/回	25 人/回	—	○

**(7) 環境づくりの促進**

男女ともに活躍できる環境づくりとして、官民一体となって女性活躍を促進する「ふくしま女性活躍応援会議」と連携した取組を推進します。

**基本目標Ⅲ 地域の守り手としての役割を持続的に担うことのできる環境づくり**

**目標① 維持管理・災害対応等を持続的に担うことのできる制度・体制づくりに取り組みます。**

**(1) 包括的維持管理の深化・拡充**

建設業が地域の守り手として、地域の維持管理や除雪、災害対応などを持続的に担っていくことができるよう、また、より主体的にその役割を担うことでサービス向上や建設業の振興にも繋がるよう、包括的維持管理について、導入済地区においては、実績を踏まえながら深化（契約方法、MMR 導入等）や拡充（工種・エリアの拡大等）を図ります。未導入地区においては、制度内容の周知や関係機関との意見交換会を継続し、地域の実情に応じた対応を行います。

**◎代表指標**

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
包括的維持管理の導入地区数 ※8	4 地区	6 地区	8 地区	○	—

※8：維持管理業務の形態として包括的維持管理を導入している地区数を示します。維持管理・災害対応等を持続的に担うことのできる制度・体制づくりの取組状況を表す指標として用います。

**(2) 市町村管理施設も含めた維持管理の仕組みの構築◎**

受発注者双方の担い手確保が課題となるなかで、市町村管理施設も含めた膨大な維持管理業務に持続的に対応できる体制を確保するため、市町村へ連携の必要性について発信するとともに、共同発注等の仕組みづくりに向けた検討を進めます。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
市町村管理施設も含めた維持管理の仕組みの構築に向けた取組	市町村との意見交換の実施	共同発注等の試行 2 件	共同発注等の導入	—	○

### (3) 大規模災害時における広域連携体制の構築◎

建設業が頻発・激甚化する災害に対して広域的に被災地域外から支援を受け、重機や人的資源等を効率的かつ円滑に確保することにより、企業の負担軽減や地域への貢献がより一層図られるよう、建設業界団体との連携の枠組を速やかに構築します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補完指標
大規模災害時における広域連携体制の構築に向けた取組	広域連携体制の運用 (測量設計)	広域連携体制の運用 (工事)	—	—	○

### (4) 橋梁修繕モデル事業の推進

効率的な発注・事業実施のため、簡易な橋梁修繕工事について、多様な発注方式の試行・検証を行います。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補完指標
簡易な橋梁修繕工事における概算数量発注方式及び設計施工同時発注方式の試行	一部試行	試行	導入	—	○

### (5) 除雪作業の効率化

除雪作業の効率化に向け、GPS による除雪作業の時間を自動集計するシステムの導入を進めます。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補完指標
除雪作業における GPS システムの導入事務所数	4 事務所	22 事務所	22 事務所	—	○

### (6) 入札契約制度の改善

地元企業の受注機会の確保等を図るため、他県等の状況を詳細に調査し全国的な動向を把握した上で、平成18年の入札等制度改革の趣旨を踏まえつつ、そのあり方を幅広く検討していきます。

### (7) エssenシャルワーカーとしての社会的役割を果たすための取組◎

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言時も事業の継続が求められる事業者として、社会基盤に関するサービスを提供する事業者（建設業）が明記された。その社会的役割に関する社会からの理解のもと、その役割を継続的に担っていくことができるよう、必要となる取組（感染拡大防止対策等に係る建設業界団体への周知、建設業の社会的役割の認知度向上に向けた情報発信等）を実施します。

## 基本目標Ⅲ 地域の守り手としての役割を持続的に担うことのできる環境づくり

### 目標② 地域の社会資本を適切に守るために必要な技術力の向上を支援します。

#### (1) 産学官連携によるインフラメンテナンス技術者育成

本格的な社会インフラの維持管理・更新時代に対応するため、産学官連携により、建設業や測量設計業に携わるインフラメンテナンス技術者の育成に取り組むとともに、その技術力の活用について検討します。

#### ◎代表指標

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
ふくしまMEの認定者数 ※9	基礎：465人 防災：38人 保全：62人	900人以上	1,000人以上	○	—

※9：ふくしまMEの認定者数を示します。地域の社会資本を適切に守るために必要な技術力の向上に向けた取組状況を表す指標として用います。

#### (2) 除雪オペレーターの育成支援◎

持続可能な除雪体制や冬期間の安全安心な道路交通の確保を図るため、除雪機械のオペレーターに必要な免許取得に関する補助金制度を継続し、育成を支援します。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
除雪オペレーター育成に関する補助金交付件数	30件/年	補助金制度の継続	補助金制度の継続	—	○

#### (3) インフラメンテナンス国民会議の有効活用

インフラメンテナンスに取り組む社会の実現に向け、産学官民のプラットフォームとして国が設立した「インフラメンテナンス国民会議」へ参加し、国や他自治体の課題解決の事例や最新の技術等の情報収集等を行います。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
インフラメンテナンス国民会議への加盟自治体数	1県 23市町村	1県 59市町村	1県 59市町村	—	○

#### (4) 各種施設の長寿命化の取組

公共施設の長寿命化について、橋梁、トンネルや河川水門など施設毎に長寿命化計画を策定し、定期的な点検とその結果を踏まえた対策を進めており、今後も増大する施設の老朽化に対応するため、予防保全の考え方にに基づき効果的な修繕・補強工事に取り組みます。

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値	代表指標	補充指標
各種施設の長寿命化計画の策定数	20 計画策定	21 計画策定 (完了)	—	—	○

## 代表指標一覧

### 基本目標Ⅰ

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値
総資本経常利益率	4.1%	2.0%	2.0%
県発注の対象工事における ICT 活用工事の実施率	農林水産部：0% 土木部：20%	農林水産部：20% 土木部：40%	農林水産部：30% 土木部：50%

### 基本目標Ⅱ

指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値
高校生（建設系学科）の 県内建設業への就職率	直近3か年平均 26.4%	直近3か年平均 28.0%	直近3か年平均 30.0%
新規高卒入職者の 3年後定着率	直近3か年平均 53.4%	直近3か年平均 57.0%	直近3か年平均 60.0%
県発注の対象工事における 週休2日確保工事実施率	農林水産部：3% 土木部：10%	50%	100%

### 基本目標Ⅲ

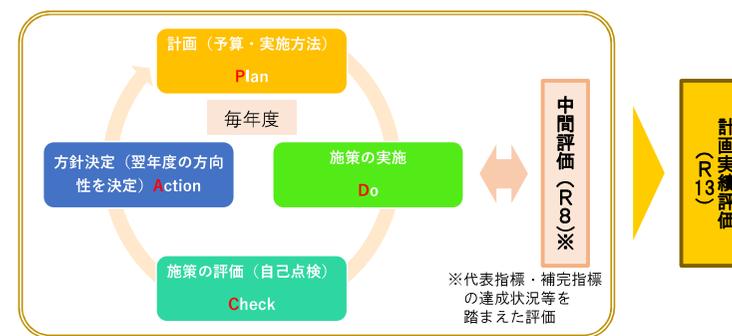
指標名	R2 現況値	R7 目標値	R12 目標値
包括的維持管理の 導入地区数	4 地区	6 地区	8 地区
ふくしまMEの認定者数	基礎：465 人 防災：38 人 保全：62 人	900 人以上	1,000 人以上

## 8. 計画の推進

### (1) 進行管理とフォローアップ

計画を着実に推進し、進行管理を行っていくために、中間年度と最終年度に目標値を設定した指標の達成状況の確認とともに、各施策について年度毎の実施計画と実績を確認し、PDCAサイクルのもと、各施策を実施していきます。

中間年度における指標の達成状況や情勢変化等に対応しながら、必要に応じて施策等の見直しを柔軟に行うものとします。



### (2) 福島県建設業産学官連携協議会との連携

指標の達成状況等については、建設業の振興に向けた産学官連携組織である「福島県建設業産学官連携協議会」へ報告し、取組効果の評価を行うとともに、今後も建設業を取り巻く情勢が変化することが想定されることから、情勢変化等と各施策の内容の整合性の確認や、新たな施策の必要性の検討などを行い、今後の建設業振興施策の展開に繋げていきます。

